

令和3年4月入園を申し込まれる方へ

保育園等の4月入園は希望者が多いため、事務の流れや日程が例月と異なる部分があります。
「保育のごあんない」とあわせてご覧ください。

◎ 入園選考（利用調整）の流れ

入園申込 締切 令和2年11月30日（月） 郵送は令和2年11月16日（月） 消印有効

要件確認資料についても、この日までに提出がないと選考の対象になりませんので、お気を付けてください。また、すでに申し込んでいる内容（希望園の追加、希望順位の変更等）を変更する場合も11月30日（月）が締切となります。（郵送可）

審査・調査

提出された書類を点検し、不明な点については電話で問い合わせる等の調査を行います。

一次選考

「保育のごあんない」に掲載の『保育の利用基準』『保育の調整基準』『同一指数世帯の優先順位』に照らし合わせ、指数の高い方から選考します。

内定発表

一次選考の結果は、全員に 令和3年1月28日（木）までに 届くように郵送します。
選考結果についてのお問い合わせは、1月28日（木） からお受けします。

内定しなかった場合

一次選考で内定されなかった方については、全員が二次選考の対象となりますので、改めての申込みは不要です。

二次申込

締切 2月5日（金）
郵送は2月3日（水） 消印有効

※すでに申し込まれている方でも、就労や家庭の状況、希望園等に変更があった場合は、締切日までに書類（勤務証明書、申込内容変更・取下届等）を提出してください。

※令和3年2月3日までに生まれたお子さんは、2月5日（金）締切の二次選考の申込みができます。

生後57日から対象となる保育園等で、0歳児クラス各1名の選考枠を確保しています。確保した選考枠分と一次内定辞退等により空きができた分について、2月下旬に二次選考を行います。

対象園は、「保育のごあんない」の『保育園等所在地一覧表』（53～65ページ）をご覧ください。

なかよしほいくえん、ナオミ保育園、ナオミ保育園分園ぶどうの木、高木保育園は生後43日から、えにっくすは生後42日から、ホームマミーおくさわ、ららるーは生後36日から対象となるため、2月5日までに生まれたお子さんも申込みができます。

二次選考（2月下旬）

二次選考の結果は、内定された方のみ 保育園等から電話連絡をします。
選考結果についてのお問い合わせは、2月24日（水） からお受けします。

内定しなかった場合

申込有効期間内に希望する保育園等に空きができた場合に、再度選考します。

内定した場合

内定した方は、各保育園等で面接と健康診断を受けていただきます。
（日程は保育園等から連絡します。内定連絡後、2週間を目安に行います。）

※ 3月末までに面接・健康診断が受けられない場合は内定が取り消しになりますので、ご注意ください。

入園選考（利用調整）に関するお問い合わせ先

保育認定・調整課 入園担当 電話 5432-1200（入園担当専用）

裏面もご覧ください

◎ 入園承諾書・入園待機通知書

内定者が面接・健康診断を通じて集団保育可能と判断された場合に入園が確定し、3月中旬までに「入園承諾書」をお送りします。入園に至らなかった方には、「入園待機通知書」をお送りします。

◎ 入園可能数等

インターネット上の区のホームページで、令和3年4月入園可能数などをご覧ください。

(令和3年4月1次入園可能数⇒10月23日から、令和3年4月2次入園可能数⇒1月28日から)

★園ごとの申込者数ホームページ掲載予定

11月13日(中間集計)

12月28日(一次選考申込者数)

◎ 注意事項

- ① 世田谷区外の保育園等を申し込まれた方 ⇒ 締切、選考基準、結果発表の時期や方法が異なります。
- ② 転園の申込みをされている方 ⇒ 内定後はいかなる理由があっても元の保育園等には戻れませんので、十分ご注意ください。
※ 転園申込みを取下げられる場合 ⇒ 入園希望月の申込締切日までに「申込内容変更・取下届」のご提出が必要です。
- ③ 同一指数世帯の優先順位を決める場合 ⇒ 第三段階として階層低位順で選考を行います。
(階層が同一の場合は世帯の住民税の所得割課税額が低い順)

税資料(令和2年度住民税課税証明書等)が必要な方が提出されない場合、選考上不利になることがあります(令和2年(2020年)1月1日現在世田谷区在住で、令和2年度特別区民税・都民税(住民税)が課税されている方は、税資料の提出は不要です)。

- ④ 証明日が採用年月日より前の日付の「勤務証明書」 ⇒ 勤務予定の扱いとします。
※ 就労を開始されたら、採用日以降に証明された「勤務証明書」を改めて提出してください。

◎ 認可外保育施設

認可外保育施設のお申込みについては、各施設に直接お問合わせください。

保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設については、保育料の一部を補助する制度があります。

保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助制度に関するお問合わせ先
保育認定・調整課 認可外保育施設担当 電話 5432-2313・2324

◎ その他

新設保育施設の情報には、随時ホームページ等でお知らせします。

新設保育施設は、工事の進捗状況等により開設時期が変更になる可能性がありますので、ホームページ等でご確認ください。

新設保育施設に関するお問合わせ先

保育計画・整備支援担当課 電話 5432-2323・2586
2527・2574
2964

区のホームページアドレス <https://www.city.setagaya.lg.jp/>